

大正区三軒家西地域 地区防災計画

三軒家西地域まちづくり実行委員会

– 令和 2 年 12 月作成 –

目 次

1.地区防災計画とは

2.三軒家西地域地区防災計画の作成について

3.基本的な考え方

4.三軒家西地域防災活動体制図

5.防災活動の体制

6.災害時の活動(直下型地震発生時の対応)

7.災害時要援護者の支援

8.災害時避難所レイアウト図(三軒家西小学校)

9.災害時の活動(風水害(高潮など)発生時の対応)

10.津波を伴う地震発生時の対応

11.地域の防災訓練

1. 地区防災計画とは

我が国の防災計画は、国レベルの総合的かつ長期的な計画である防災基本計画と地方レベルの都道府県及び市町村の地域防災計画があり、それぞれのレベルで防災活動が実施されています。

東日本大震災の教訓を踏まえて、平成25年の災害対策基本法改正では、自助及び共助に関する規定がいくつか追加され、防災計画体系の中に、地域コミュニティにおける共助の推進のために「地区防災計画制度」が新たに創設されました。(平成26年4月1日施行)

同制度は市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)が行う自発的な防災活動に関する計画ですが、市町村地域防災計画の中に同計画が規定されることによって、市町村地域防災計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地域の防災力を向上させることを目的としています。(災害対策基本法第42条の2)

2. 三軒家西地域防災計画の作成について

- (1) この計画は、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。
災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考にし、この地区防災計画書を作成しました。
- (3) しかし、この地区防災計画書に記載している内容は完全ではありません。
防災訓練を実施して繰り返し検証し、より地域に適した計画になるように見直していくきましょう。

3. 基本的な考え方

(1) 基本方針（目的）

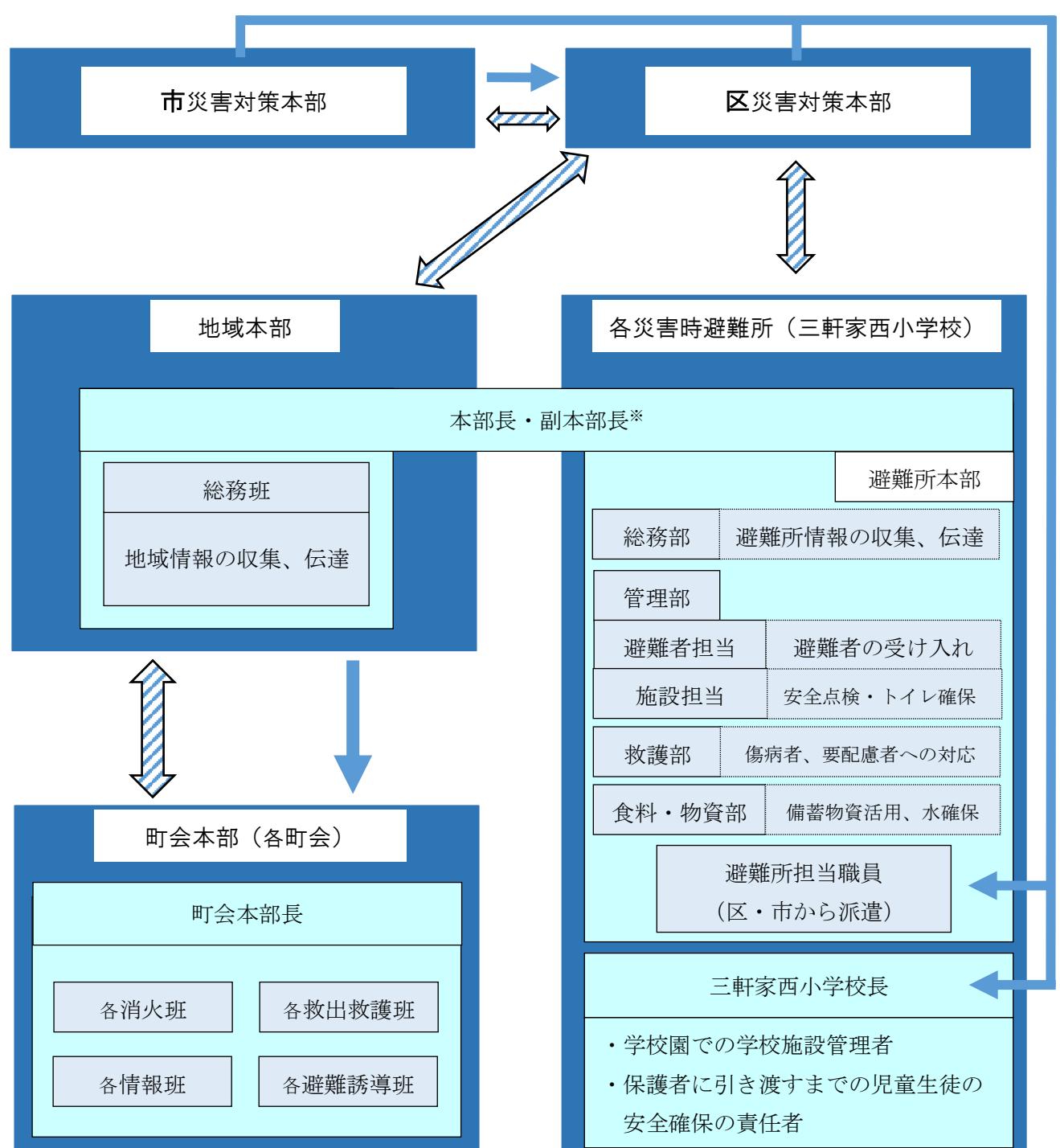
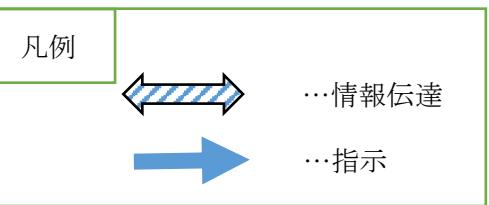
この計画は、三軒家西地域の住民で構成される自主防災組織による防災・減災活動に必要な事項を定め、「自助」と「共助」とが一体となって、地震などの災害による人的、物的被害を最小限にとどめることを目的とします。

(2) 活動目標

「自助」と「共助」を基本とし、三軒家西地域の自主防災活動を実践するため、自主防災組織の各担当及び地域住民により防災訓練を年1回以上実施します。

また、三軒家西地域の住民が、自分たちで防災活動のあり方を考え、お互いに協力し、継続的に自主防災活動を実践していくことを目指します。

4. 三軒家西地域防災活動体制図



【※三軒家西小学校では、地域本部の本部長、副本部長、総務班は、それぞれ避難所本部の本部長、副本部長、総務部を兼務する。】

5.防災活動の体制

(1)三軒家西地域・地域災害対策本部の班編成

班名	役職	代理順	地域団体役職名
	本部長		三軒家西連合町会長
	副本部長	1	三軒家西地域まちづくり実行委員会委員長
		2	三軒家西連合町会災害救助部長
総務班	班長 (MCA 無線を担当 する。)	3	三軒家西連合町会第4町会長 地域防災リーダー隊長

なお、役員がそろわない場合は、下表※の順で本部長を代理し、本部を立ち上げる。

(2)三軒家西地域・避難所本部（三軒家西小学校）の編成

部名	役職	代理順	地域団体役職名
	本部長 (※)		三軒家西連合町会長
	副本部長 (※)	1	三軒家西地域まちづくり実行委員会委員長
		2	三軒家西連合町会災害救助部長
総務部	部長 (※)	3	三軒家西連合町会第4町会長 地域防災リーダー隊長 三軒家西連合町会第1町会長
管理部（施設担当）	部長		青少年福祉委員代表
管理部（避難者担当）	部長		青少年指導委員代表
救護部	部長		女性会会長
食糧・物資部	部長		女性会副会長

※ 三軒家西小学校では、地域本部長、副本部長、総務班が、それぞれ避難所本部長、副本部長、総務部を兼任する。

(3)三軒家西地域・町会本部の班編成

町会名	町会本部長	各班（※）			
		情報班	消火班	救出救護班	避難誘導班
第1町会～ 第9町会	町会長	防災リーダー 班長	防災リーダー 班長	防災リーダー 班長	防災リーダー 班長

(4)防災活動の内容

	場所	班名（部名）	平常時の役割	災害時の役割
地域本部・避難所本部	三軒家西小学校	地域本部総務班・ 避難所本部総務部	全体調整、 要配慮者の把握、支援体制の構築	全体調整、 被害・避難状況の把握 情報収集、共有、伝達
		避難所本部管理部 (施設担当)	避難所運営ルールの検討	避難所内安全点検、災害トイレ準備
		避難所本部管理部 (避難者担当)	避難者受入れルールの検討	避難者の受入、避難所での傷病者対応
		避難所本部救護部	救護コーナー物品の点検、応急手当の知識及び技術の習得	負傷者等の救護活動、要配慮者への対応
		避難所本部食糧・物資部	資機材・備蓄物資の点検、個人備蓄の啓発	炊き出し、給食給水、救援物資の確保、配分
町会本部	各町会	消火班	器具点検、防災広報	初期消火活動
		救出救助班	知識、技術習得、資機材整備、管理	負傷者等の救出救護活動
		情報班	防災関連情報の収集、共有	被災情報の収集、伝達
		避難誘導班	一時集合場所、避難所等の確認	地区内居住者等の避難誘導活動

(5)本部の設置場所、災害時施設等

●地域本部の設置場所	三軒家西小学校（2階理科室） (※津波の来襲が想定される場合は、上階に設置)
●災害時避難所 【災害により住居を 滅失した方の生活の場】	三軒家西小学校
●広域避難場所 【大規模火災からの避難 場所】	千島公園
●福祉避難所	
●防災行政無線保管場所 (MCA 無線機#1271)	三軒家西地域災害救助部長
●デジタル簡易無線機	各町会に 1 台 町会長又は防災リーダーが所持
●可搬式ポンプ設置場所	三軒家西小学校

*福祉避難所への入所の流れ

- ・ 避難者は、一旦、災害時避難所へ避難する。
- ・ 災害時避難所に専用の窓口を設置し、区職員、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者の専門職が、福祉避難所等への入所を判定する。
- ・ 福祉避難所への入所が必要な場合は、区災害対策本部に連絡する。
- ・ 区災害対策本部は福祉避難所等への受入を要請し、入所を調整する。
- ・ 必要に応じてボランティア等の協力を得て福祉避難所への搬送を行う。

(6)災害時避難所の鍵の保管者

施設名	保 管 者
三軒家西小学校	三軒家西連合町会長 三軒家西地域まちづくり実行委員会委員長 三軒家西連合長会災害救助部長

(7)三軒家西地域内・災害時サポーター

災害時サポーターとは、災害発生時に事業所等（会社や店舗）の人的・物的資源を活用し、地域における被災者の支援や復興などを推進する災害ボランティア制度です。地域において多大な被害が発生し、早急な対応が必要となる場合に、自らの従業員や施設の安全を確保のうえ、自主的に可能な範囲でのご協力をお願いしています。

災害時サポーター名	所在地	協力内容
株式会社 栄光堂印刷所	大正区三軒家東 1-2-9	被災者の救護や救助 避難所の道案内

(8)消防ポンプ収納庫、貯水槽、プール等の設置場所

三軒家西連合

凡例：■可搬式ポンプ庫 ①～④貯水槽等



(9)【各災害時避難所の主な備蓄物資の品目と在庫数量】

品 目	在 庫 数
アルファ化米	100食(1箱50食)
お粥	100食(1箱50食)
ビスケット	150食(1箱150食)
水缶詰	1,800本(500cc)
毛布	300枚
防水シート	120枚
日用品セット	120セット
簡易トイレ(本体)	4基
簡易トイレ(消耗品)	4セット

6.災害時の活動(直下型地震発生時の対応)

★個人の行動

① 事前の準備（各自）

- 家族の間で、家族が一緒にない時間帯に地震が発生した場合の避難場所を、確認しておく。
- ラジオを備えておく。
- 携帯電話やスマートフォンのメール機能等による、家族、親戚又は知人等との連絡網※を整備しておく。
- 新型コロナ禍で災害が起きた場合に備え、別紙を基に「在宅避難（自宅で避難）」・「分散避難（親戚・知人宅等への避難）」の検討や非常用持出品の用意をしておく。

※連絡網の例

- ・ 家族、親戚又は知人等のメールアドレスのリストを予め作成しておき、災害時に一斉にメールを送信できるようにしておく。
- ・ コミュニケーションアプリで家族、親戚又は知人等とメッセージのやり取りをするためのグループを予め作成しておき、災害時に一斉にメッセージを発信できるようにしておく。

② 地震発生直後の安全の確保（各自）

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、揺れがおさまってから、速やかに火を止める。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで災害情報を確認し、地域の一時避難場所への避難を開始する。
- 避難する場合は、ガスの元栓を閉めるとともに、電気のブレーカーを落とす。

★地域本部、避難所本部及び町会本部の活動

① 小中高校の鍵の開錠（鍵の保管者）

- 鍵の保管者（本計画書P8）は、区域において震度5弱以上の地震が、休日又は平日夜間に発生した場合には、速やかに三軒家西小学校の鍵を開錠し、避難者が一時避難できるようにする。

② 地域本部・避難所本部の立ち上げ（地域本部役員）

- 地域本部役員は、区域において震度5弱以上の地震が、休日又は平日夜間に発生したら、区からの情報がなくても、三軒家西小学校（2階理科室（津波時は3階））に本部を立ち上げる。可能な場合は、区災害対策本部に連絡する。
(平日日中に、区域において震度5弱以上の地震が発生した場合には、区災害対策本部及び学校関係者と協議、確認の上、本部を立ち上げる。)
- 地域本部に本部長が不在の場合は、事前に定めた順番による本部長代理者により、地域本部総務班、避難所本部総務部、避難所本部管理部（避難者）、避難所本部管理部（建物）、避難所本部救護部、避難所本部食糧・物資部の6班（災害時避難所1か所の場合は5班）を編成し、本部を立ち上げる。

※三軒家西小学校では、地域本部総務班が避難所本部総務部を兼ねる。
避難所本部各部の編成は、本部長が参集者の中から選任して行う。

- 地域本部役員は、建物内外の安全点検を行うとともに、災害時トイレを配備する。
- 地域本部役員は、本部内に地域の地図、防災マップ、役員名簿、要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 地域本部役員は、協力して地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救等）を出す。

③ 情報収集及び伝達（地域本部・町会本部）

- 地域本部（総務班）は、ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行うとともに、デジタル無線機により、町会本部（情報班又は各町会長）と連絡をとり、町会本部の状況を確認する。
- 三軒家西小学校災害対策本部が立ち上がっている場合、地域本部（総務班）は区災害対策本部の指示を受け、三軒家西小学校より、下記の点について引継ぎを受け、避難所本部へ伝達する。
 - ・ 学校施設の被害状況（危険箇所を含む）…校舎配置図等へ被害状況を記載
 - ・ 避難者名簿<作成中のもの>
 - ・ その他避難所運営上における留意事項

- 町会本部（情報班又は町会長）は、各町会内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行い、デジタル無線機により、地域本部（総務班）に連絡する。

④ 安否確認（町会本部）

- 避難誘導班は、必要に応じ地域住民の安否確認を行う。
 - * ドア等に安否確認表示シートを貼りだすことにより、迅速に区別できるようにすることが効果的です。

⑤ 消火活動（町会本部）

- 消火班は、「可搬式ポンプ設置場所（P7参照）」にある可搬式ポンプのほか、あらゆる消防器具等を活用し初期消火を行う。
 - 消火班は、出火場所を確認する。
 - 消火班は、消火活動人員の割り振りをする。
- *火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

⑥ 救出・救護活動（町会本部）

- 救出救護班は、二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
 - *救出にはジャッキやバー、のこぎりなどが有効です。
- 救出救護班は、救出活動人員の割り振りをする。
- 救出救護班は、被災者が負傷している場合、止血等の応急手当を実施し、119番通報する。

⑦ 要援護者の避難支援（町会本部）

- 避難誘導班は、事前に用意している要援護者名簿及び要援護者避難支援計画に基づき、自宅の損傷により避難所等に避難する必要のある要援護者の避難支援を行う。
- 避難誘導班は、要援護者名簿及び要援護者避難支援計画がない場合には、民生・児童委員等と協力して要援護者の避難支援を行う。

⑧ 区役所等への連絡（地域本部）

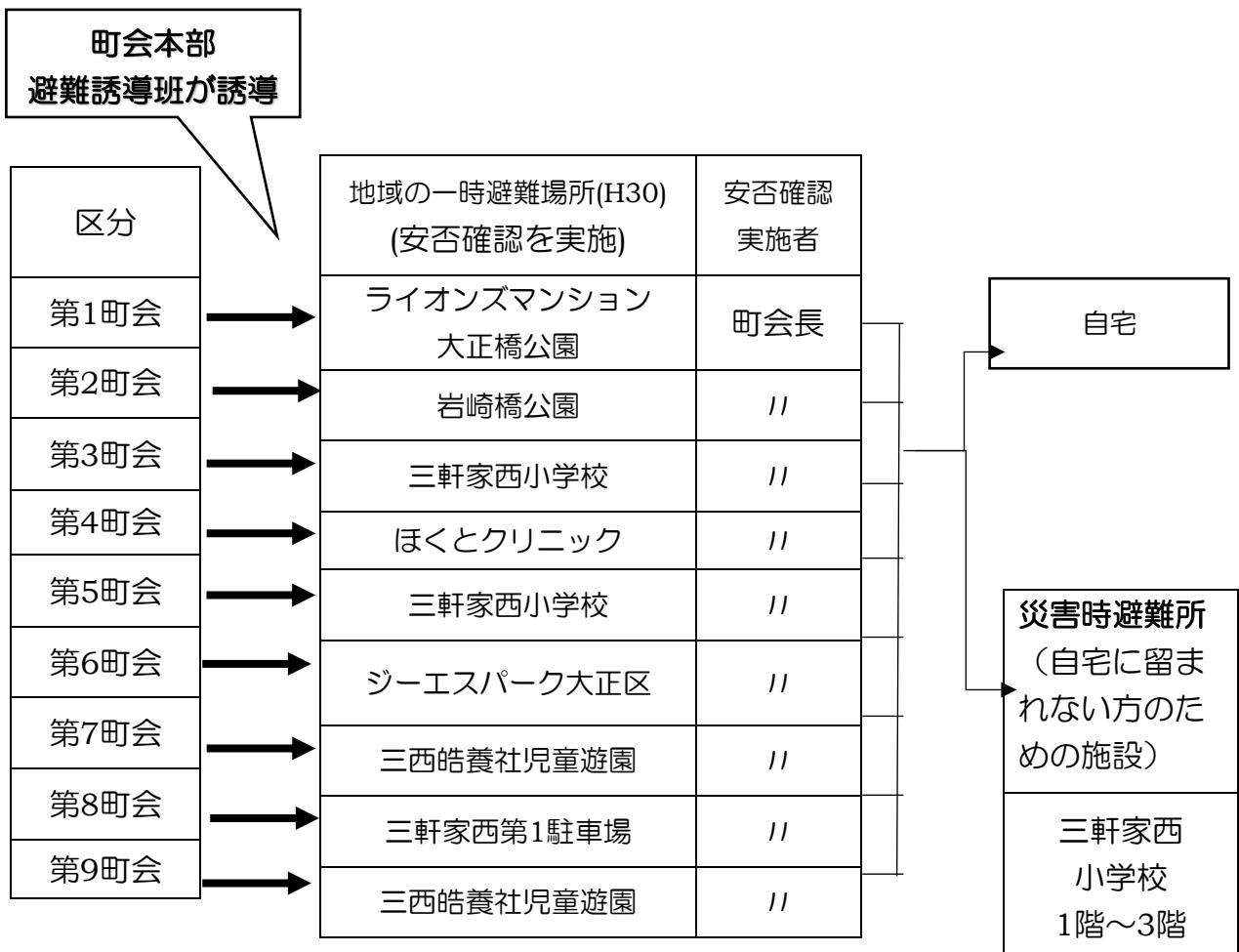
- 総務班は、被害情報、活動情報等を区役所等に連絡する。
- 総務班は、避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

⑨ 災害時避難所の立ち上げ（避難所本部）

- 管理部（避難者）は、自宅で生活できない避難者数に応じ、区役所職員や学校関係者と協力し、三軒家西小学校に災害時避難所を立ち上げる。

- 管理部（建物）は、別紙1：レイアウト図（案）を参考に、三軒家西小学校内に、居住区域、更衣室、物干し場、炊き出し・食事配給場所、物資保管場所、情報コーナー、特設公衆電話コーナー、療養スペース等を設置するとともに、断水の場合には災害時用トイレを配備する。
- 救護部は、救護コーナー、福祉避難室を設置するとともに、各室内に受付コーナーと、備蓄倉庫にあるエアマット、毛布を配備する。
- 食糧・物資部は、炊き出し、給食給水、救援物資の確保、配分を行う。
(各コーナー設営には、備蓄倉庫にある「避難所開設キット」を利用する。)
- 総務部は、避難者の受入れが落ち着いた後、避難者の協力を得て、災害時避難所の運営にあたる「避難所運営委員会」を立ち上げる。(※ 同委員会立ち上げ後の災害時避難所の運営は、同委員会による自主運営に委ねる。)
※避難所の立上げについては、上記のほか、「災害時避難所開設マニュアル」(P.5以降)をご覧ください。

⑩ 直下型地震（津波なし）で自宅に留まれない人の避難行動】



⑪ 施設の安全点検【地域本部役員】

※集まった人で手分けをし、建物の安全点検を行った上で、避難者を受け入れる。

安全確認チェック表

- 施設に少しでも危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。
- 確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は実施しないでください。
- これらのチェック項目はあくまでも応急的に確認するものであって、安全を保証するものではありません。

避難所名		日時	月　　日	：	確認者	
------	--	----	------	---	-----	--

建物周囲・建物全体

隣接する建物が傾き、避難所に倒れこむ危険があるか	ある	ない
施設の周囲の地面に亀裂がないか	ある	ない
壁にひび割れがないか	ある	ない
建物の一部が崩れたり、傾いたりしていないか	ある	ない
出入口の扉が開閉できない箇所があるか	ある	ない

建物内部

上部確認			
	天井の落下はないか	ある	ない
	照明器具の落下や破損はないか	ある	ない
	窓ガラス・窓枠の落下や破損はないか	ある	ない
下部確認			
	床面の陥没はないか	ある	ない
	窓ガラス等の飛散はないか	ある	ない
側面確認			
	壁の破損やひび割れがないか	ある	ない
	柱が折れたり割れたりしていないか	ある	ない
	備品の転倒などはないか	ある	ない

ライフライン

水道が使用できるか	できる	できない
電気が使用できるか	できる	できない
ガスが使用できるか	できる	できない

⑫ 避難者の受入れ、情報伝達【避難所本部管理部（避難者）】

- ・建物の安全点検を行った後、避難者を受付し、避難者数を確認する。
避難者名簿は、避難者受入れ後、落ち着いてから作成する。

- 避難してきた地域住民は、町会単位でまとまってもらい、避難者受付簿を使用し、町会毎に避難人数を把握する。
他地域からの避難者等はそれぞれ別に受付する。



- ・MCA 無線を利用し、区役所に、男女別の避難者数を報告します。
【大正区災害対策本部：
個別通信 701～705】

- 落ち着いてから、世帯ごとに、避難者名簿を記入、提出してもらい、名簿づくりを進める。

○○小学校避難所 受付票			受付日時：	月 日 時 分
①ご本人			(24時間表記)	
フリガナ			健康状態	
氏名			<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 軽度のケガ・体調不良 <input type="checkbox"/> 力・体調不良（手当が必要） <input type="checkbox"/> 緊急手当が必要 <input type="checkbox"/> 介護・障がい者等で支援が必要 <input type="checkbox"/> 死亡	
本人	年齢	才 生年月日 (西暦)	年 月 日	
	性別	男 女	自宅の 損壊	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 全壊
	住所	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他の住所→ (マンション名・号室/ビル名・階数・店舗名等)		
自宅 電話	-		携帯電話	- -
所属 町会	該当する方のみ団 <input type="checkbox"/> ○○町会 <input type="checkbox"/> ○○町会 <input type="checkbox"/> ○○町会 <input type="checkbox"/> ○○町会 <input type="checkbox"/> ○○町会			

- ・MCA 無線を利用し、区役所に、男女別の避難者数と必要物品を報告します。
【大正区災害対策本部：
個別通信 701～705】

- 避難所入退所者届により、隨時、避難者数を把握します。

7.災害時要援護者の支援

(1)災害時要援護者とは

大地震や風水害などの災害が発生した場合に、自分や家族の力だけでは安全な場所への避難ができなかったり、避難所での生活において、まわりの人の手助けや特別な配慮が必要な方たちのこと。

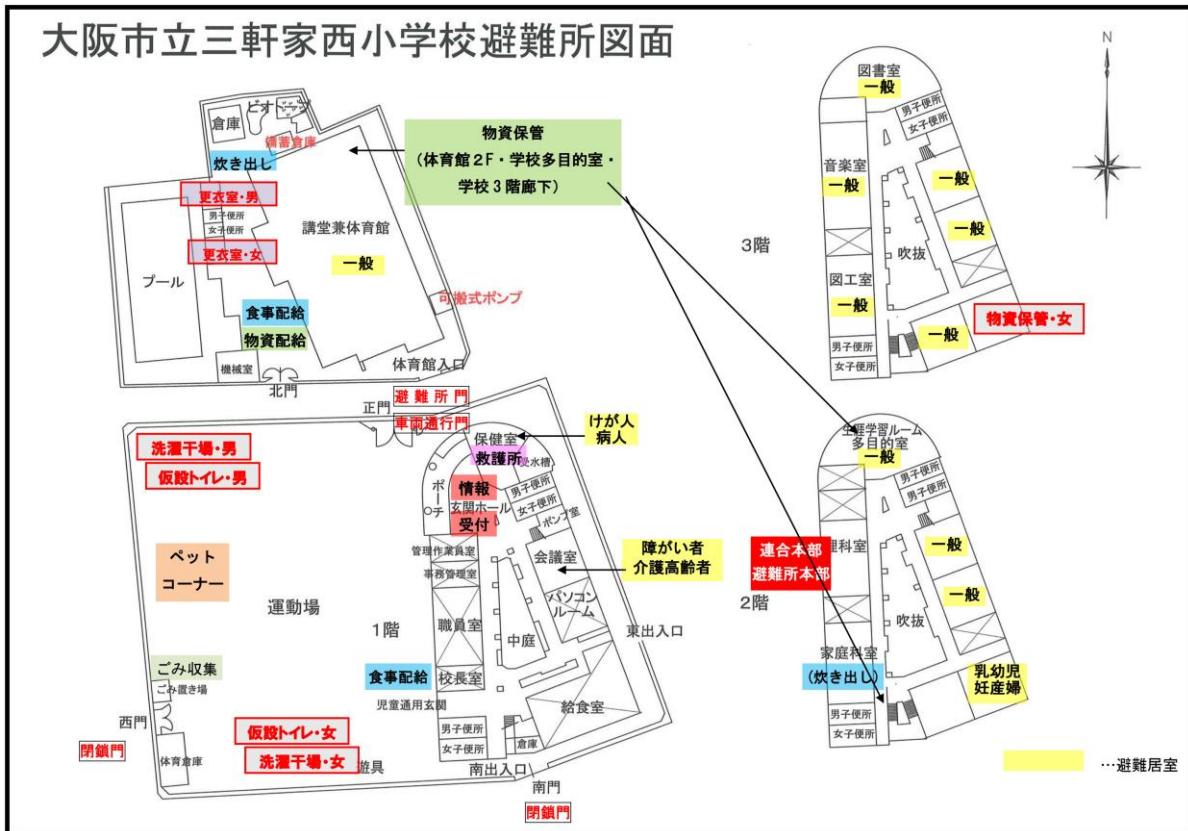
高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など。

(2)日ごろからの取組み

- ① 地域での日ごろからの見守り活動を基盤とし、災害時に「要援護者名簿」（※）の情報等を活用して、どのように安否確認や避難支援を行うか、事前に要援護者の方と話し合っておきます。
- ② 災害時に、迅速かつ確実に支援が行えるよう「個別支援プラン」を作成しておきます。（避難所での支援にも活用します。）
- ③ 日ごろから、地域での安否確認訓練や搬送訓練などを実施します。

※要援護者名簿は、大正区役所、大正消防署に保管されています。

8.災害時避難所レイアウト案（三軒家西小学校）



9.災害時の活動(風水害(高潮など)発生時の対応)

★個人の行動

① 事前の準備(各自)

- 家族の間で、家族が一緒でない時間帯に地震が発生した場合の避難場所を、確認しておく。
- ラジオを備えておく。
- 携帯電話やスマートフォンのメール機能等による、家族、親戚又は知人等との連絡網※を整備しておく。
- 新型コロナ禍で災害が起きた場合に備え、別紙を基に「在宅避難(自宅で避難)」・「分散避難(親戚・知人宅等への避難)」の検討や非常用持出品の用意をしておく。

※連絡網の例

- ・ 家族、親戚又は知人等のメールアドレスのリストを予め作成しておき、災害時に一斉にメールを送信できるようにしておく。
- ・ コミュニケーションアプリで家族、親戚又は知人等とメッセージのやり取りをするためのグループを予め作成しておき、災害時に一斉にメッセージを発信できるようにしておく。

★地域本部、避難所本部及び町会本部の活動

【災害発生前】

① 小中高校の鍵の開錠(鍵の保管者)

- 鍵の保管者(本計画書P8)は、市が休日又は平日夜間に警戒レベル3・高齢者等避難、警戒レベル4・全員避難を発令した場合には、速やかに三軒家西小学校の鍵を開錠し、避難者が一時避難できるようにする。

□ 自主避難について

警戒レベル3・警戒レベル4が発令されていない場合でも、暴風警報発令時に、自宅に滞在することに不安を感じる方々のために、地域住民の要望に応じて三軒家西老人憩いの家等を開設し、自主避難できるようにする。

※新型コロナウイルス感染症に対する措置が十分に講じられる(ワクチンの開発・流通等)までの間は感染拡大防止のため、開設は行わない。

② 本部の立ち上げ（地域本部役員）

- 地域本部役員は、市が休日又は平日夜間に警戒レベル3・高齢者等避難、警戒レベル4・全員避難を発令した場合には、区災害対策本部及び学校関係者と協議、確認の上、三軒家西小学校（2階理科室（津波時は上階））に本部を立ち上げる。
- 地域本部に本部長が不在の場合は、事前に定めた順番による本部長代理者により、地域本部総務班、避難所本部総務部、避難所本部管理部（避難者）、避難所本部管理部（建物）、避難所本部救護部、避難所本部食糧・物資部の6班（災害時避難所が1か所の場合は5班）を編成し、本部を立ち上げる。

※三軒家西小学校では、地域本部総務班が避難所本部総務部を兼ねる。

避難所本部各部の編成は、本部長が参集者の中から選任して行う。

- 地域本部役員は、本部内に地域の地図、防災マップ、役員名簿、要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

③ 情報収集及び伝達（地域本部・町会本部）

- 地域本部（総務班）は、ラジオ、テレビ、防災行政無線等で高潮警報等気象情報の収集を行うとともに、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝令等により、町会本部（情報班又は各町会長）に伝達する。
- 町会本部（避難誘導班）は、市本部が避難勧告又は避難指示を行った後、速やかに、近隣の津波避難ビル（本計画書P.28を参照）に向かい、津波避難ビルの前で、ビル3階以上への避難誘導や、交通整理等を行う。
- 町会本部（情報班又は町会長）は、各町会内の被害状況や住民の安否等を行い、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝令等により、地域本部（総務班）に連絡する。

④ 組織内の連絡体制の確保（地域本部・町会本部）

- 地域本部及び町会本部の役員は、情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

⑤ 要援護者の避難支援（町会本部）

- 避難誘導班は、事前に用意している要援護者名簿及び要援護者避難支援計画に基づき、自宅の損傷により避難所等に避難する必要のある要援護者の避難支援を行う。

- 避難誘導班は、要援護者名簿及び要援護者避難支援計画がない場合には、民生・児童委員等と協力して要支援者の避難支援を行う。
* ドア等に安否確認表示シートを貼りだすことにより、避難支援の有無を迅速に区別できるようになりますが効果的です。

⑥ 資機材の確保（地域本部及び町会本部）

- 地域本部及び町会本部の役員は、災害発生に備え、防災資機材の確保や非常食等の確認を行う。

【災害発生後】

① 本部による指揮（地域本部）

- 地域本部役員は、協力して地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

② 情報収集及び伝達（地域本部及び町会本部）

- 地域本部（総務班）は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等で高潮情報等、気象情報の収集を行うとともに、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝連等により、町会本部（情報班又は各会長）と連絡をとり、町会本部の状況を確認する。
- 三軒家西小学校災害対策本部が立ち上がっている場合、地域本部（総務班）は区災害対策本部の指示を受け、三軒家西小学校より、下記の点について引継ぎを受けるとともに高潮警戒解除による避難所開設後、速やかに避難所本部へ伝達する。
 - ・ 学校施設の被害状況（危険箇所を含む）…校舎配置図等へ被害状況を記載
 - ・ 避難者名簿（作成中のもの）
 - ・ その他避難所運営上における留意事項
- 町会本部（情報班又は各町会長）は、各町会内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行い、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝連等により地域本部（総務班）に連絡する。

③ 安否確認（町会本部）

- 避難誘導班は、必要に応じ地域住民の安否確認を行う。
* ドア等に安否確認表示シートを貼りだすことにより、迅速に区別できるようになりますが効果的です。

④ 救出・救護活動（町会本部）

- 救出救護班は、二次災害に注意しながら、各町会単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 救出救護班は、被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、119番通報する。

⑤ 要援護者の避難支援（町会本部）

- 避難誘導班は、事前に用意している要援護者名簿及び要援護者避難支援計画に基づき、自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある要援護者の避難支援を行う。
- 避難誘導班は、要援護者名簿及び要援護者避難支援計画がない場合には、民生委員・児童委員等と協力して要援護者の避難支援を行う。

⑥ 区役所等への連絡（地域本部）

- 総務班は、被害情報、活動情報等を区役所等に連絡する。
- 総務班は、避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

⑦ 災害時避難所の立ち上げ（避難所本部）

- 管理部（避難者）は、自宅で生活できない避難者数に応じ、区役所職員や学校関係者と協力し、三軒家西小学校に災害時避難所を立ち上げる。
- 管理部（建物）は、別紙1：レイアウト図（案）を参考に、三軒家西小学校内に、居住区域、更衣室、物干し場、炊き出し・食事配給場所、物資保管場所、情報コーナー、特設公衆電話コーナー、療養スペース等を設置するとともに、断水の場合には災害時用トイレを配備します。
- 救護部は、救護コーナー、福祉避難室を設置するとともに、各室内に受付コーナーと、備蓄倉庫にあるエアマット、毛布を配備します。
- 食糧・物資部は、炊き出し、給食給水、救援物資の確保、配分を行う。
(各コーナー設営には、備蓄倉庫にある「避難所開設キット」を利用してください。)
- 総務部は、避難者の受入れが落ち着いた後、避難者の協力を得て、災害時避難所の運営にあたる「避難所運営委員会」を立ち上げます。
(※ 同委員会立ち上げ後の災害時避難所の運営は、同委員会による自主運営に委ねます。)
※避難所の立上げについては、上記のほか、「災害時避難所開設マニュアル」(P.5以降)をご覧ください。

⑧ 風水害（高潮など）発生時の避難行動

- 風水害（高潮など）発生時の避難行動は、津波来襲時の避難行動（本計画書P23）のとおりとする。

10. 津波を伴う地震発生時の対応

★個人の行動

① 事前の準備（各自）

- 家族の間で、家族が一緒にない時間帯に津波が発生した場合の避難場所を、確認しておく。
- ラジオを備えておく。
- 携帯電話やスマートフォンのメール機能等による、家族、親戚又は知人等との連絡網※を整備しておく。
- 新型コロナ禍で災害が起きた場合に備え、別紙を基に「在宅避難（自宅で避難）」・「分散避難（親戚・知人宅等への避難）」の検討や非常用持出品の用意をしておく。

※連絡網の例

- ・ 家族、親戚又は知人等のメールアドレスのリストを予め作成しておき、災害時に一斉にメールを送信できるようにしておく。
- ・ コミュニケーションアプリで家族、親戚又は知人等とメッセージのやり取りをするためのグループを予め作成しておき、災害時に一斉にメッセージを発信できるようにしておく。

② 地震発生直後の安全の確保（各自）

- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 火を使用している場合は、揺れがおさまった後速やかに火を止める。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- 防災行政無線やラジオなどで情報収集し、津波避難ビルなど安全な場所への避難を開始する。
- 避難する場合は、ガスの元栓を閉めるとともに、電気のブレーカーを落とす。

★地域本部、避難所本部及び地域本部の活動

① 小中高校の鍵の開錠（鍵の保管者）

- 鍵の保管者（本計画書 P. 8）は、震度5弱以上の地震が、休日又は平日夜間に発生した場合には、速やかに三軒家西小学校の鍵を開錠し、避難者が一時避難できるようにする。

② 本部の立ち上げ（地域本部役員）

- 地域本部役員は、休日又は平日夜間に震度5弱以上の地震が発生したら、市からの情報がなくても、三軒家西小学校（2階理科室（津波時は上階））に本部を立ち上げる。可能な場合は、区災害対策本部に連絡する。
(平日日中に、震度5弱以上の地震が発生した場合には、区災害対策本部及び学校関係者と協議、確認の上、本部を立ち上げる。)
- 地域本部に本部長が不在の場合は、事前に定めた順番による本部長代理者により、地域本部総務班、避難所本部総務部、避難所本部管理部（避難者）、避難所本部管理部（建物）、避難所本部救護部、避難所本部食糧・物資部の6班（災害時避難所が1か所の場合は5班）を編成し、本部を立ち上げる。

※三軒家西小学校では、地域本部総務班が避難所本部総務部を兼ねる。

避難所本部各部の編成は、本部長が参集者の中から選任して行う。

- 地域本部役員は、建物内外の安全点検を行った後、避難者の受入れを行う。
- 地域本部役員は、本部内に地域の地図、防災マップ、役員名簿、要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 地域本部役員は、協力して地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じ、活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。

③ 情報収集及び伝達（地域本部・地域本部）

- 地域本部（総務班）は、ラジオ、テレビ、防災行政無線等で津波警報、大津波警報等の収集を行うとともに、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝令等により、地域本部（情報班又は各副町会長）と連絡をとり、地域本部の状況を確認する。

- 三軒家西小学校災害対策本部が立ち上がっている場合、地域本部（総務班）は区災害対策本部の指示を受け、三軒家西小学校より、下記の点について引継ぎを受けるとともに津波警戒解除による避難所開設後、速やかに避難所本部へ伝達する。
 - ① 学校施設の被害状況（危険箇所を含む）…校舎配置図等へ被害状況を記載
 - ② その他、地域本部・避難所運営上における留意事項
 - 地域本部（避難誘導班）は、津波警報、大津波警報の発令後、速やかに、近隣の津波避難ビル（本計画書P.28を参照）に向かい、津波避難ビルの前で、ビル3階以上への避難誘導や、交通整理等を行う。
(地震発生後、(90)分を制限時間とする。)
 - 地域本部（総務班）は、ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行うとともに、有線電話、携帯電話、トランシーバー、伝令等により、地域本部（情報班又は各副町会長）と連絡をとり、地域本部の状況を確認する。
- ④ 安否確認（地域本部）
- 避難誘導班は、必要に応じ安否確認を行う。
(地震発生後、(90)分を確認活動の制限時間とする。)
*ドア等に安否確認表示シートを貼りだすことにより、迅速に区別できるようにすることが効果的です。
- ⑤ 消火活動（地域本部）
- 消火班は、水バケツ、消火器で消火できる範囲（火災が天井まで）であれば消火を試みる。（それ以上の規模の場合は、津波の危険性をかんがみ避難する。）
- ⑥ 救出・救護活動（地域本部）
- 救出救護班は、二次災害に注意しながら、防災資機材を使用し、負傷者を救出する。（地震発生後、(90)分を確認活動の制限時間とする。）
*救出にはジャッキやバー、のこぎりなどが有効です。
 - 救出救護班は、救出活動人員の割り振りをする。
 - 救出救護班は、被災者が負傷している場合、止血等の応急手当を実施し、119番通報する。

⑦ 要援護者の避難支援（地域本部）

- 避難誘導班は、事前に用意している要援護者名簿及び要援護者避難支援計画に基づき、自宅の損傷により避難所等に避難する必要のある要援護者の避難支援を行う。
- 避難誘導班は、要援護者名簿及び要援護者避難支援計画がない場合には、民生・児童委員等と協力して要援護者の避難支援を行う。
- 避難誘導班は、避難支援の制限時間（地震発生後90分）経過後、自らが避難する際には、「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行い、率先して避難する。

⑧ 区役所等への連絡（地域本部）

- 総務班は、被害情報、活動情報等を区役所等に連絡する。
- 総務班は、避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える。

⑨ 災害時避難所の立ち上げ（避難所本部）

- 管理部（避難者）は、自宅で生活できない避難者数に応じ、区役所職員や学校関係者と協力し、三軒家西小学校に災害時避難所を立ち上げる。
- 管理部（建物）は、別紙1：レイアウト図（案）を参考に、学校内に、居住区域、更衣室、物干し場、炊き出し・食事配給場所、物資保管場所、情報コーナー、特設公衆電話コーナー、療養スペース等を設置するとともに、断水の場合には災害時用トイレを配備します。
- 救護部は、救護コーナー、福祉避難室を設置するとともに、各室内に受付コーナーと、備蓄倉庫にあるエアマット、毛布を配備します。
- 食糧・物資部は、炊き出し、給食給水、救援物資の確保、配分を行う。
(各コーナー設営には、備蓄倉庫にある「避難所開設キット」を利用してください。)
- 総務部は、避難者の受け入れが落ち着いた後、避難者の協力を得て、災害時避難の運営にあたる「避難所運営委員会」を立ち上げます。（立上げ後の災害時避難所の運営は、同委員会による自主運営に委ねます。）
- ※避難所の立上げについては、上記のほか、「災害時避難所開設マニュアル」(P.5以降)をご覧ください。

⑩ 津波来襲時の避難行動の流れ

町会内の津波避難ビルの前で地域本部 避難誘導班が誘導



⑪ 施設の安全点検【避難所管理部（建物）】

⑫ 避難者の受け入れ、情報伝達【避難所本部管理部（避難者）】

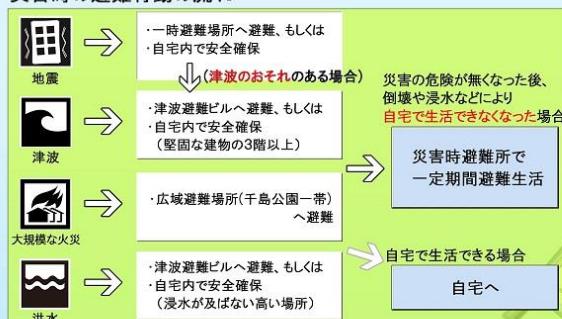
※集まった人で手分けをし、三軒家西小学校建物の安全点検を行った上で、避難者を受け入れて下さい。（使用する帳票は、本計画書P. 15を参照のこと。）

⑬ 大正区防災マップ

大正区防災マップ

令和2年4月1日現在

災害時の避難行動の流れ



凡例	
消防署	広域避難場所
消防出張所	一時避難場所
警察署	災害時避難所
学校	防災スピーカー



津波避難ビル(学校)・災害時避難所

- ① 三軒家西小学校(三軒家西1-20-26)
- ② 大正東中学校(三軒家東4-4-30)
- ③ 三軒家東小学校(三軒家東2-12-59)
- ④ 泉尾北小学校(泉尾2-21-24)
- ⑤ 中泉尾小学校(泉尾3-23-34)
- ⑥ 大正白陵高等学校(泉尾3-19-50)
- ⑦ 泉尾工業高等学校(泉尾5-16-7)
- ⑧ 北恩加島小学校(泉尾5-17-31)
- ⑨ 泉尾東小学校(千島1-16-16)
- ⑩ 大正北中学校(北3-1-1)
- ⑪ 小林小学校(小林東2-4-45)
- ⑫ 大正中央中学校(小林東3-23-5)
- ⑬ 平尾小学校(平尾2-21-28)
- ⑭ 南恩加島小学校(南恩加島3-6-11)
- ⑮ 大正西中学校(南恩加島6-14-37)
- ⑯ 鶴町小学校(鶴町2-6-24)
- ⑰ 理歴文化財鶴浜収蔵庫(鶴町2-20-26)
- [もと鶴浜小学校]

津波避難ビル(民間施設・市営住宅等)

- ① ほくクリニック病院(三軒家西1-18-7)
- ② 市営泉尾第5住宅1号館(泉尾7-12-1)
- ③ シティコート千島3丁目(千島3-1-25)
- ④ 市営北村住宅1号館(北村2-14-1)
- ⑤ UUR賃貸住宅(千島団地5号館)(千島2-4-5)
- ⑥ 大正会館(千島2-6-15)
- ⑦ 大正スポーツセンター・大正屋内プール(小林東3-3-25)
- ⑧ 大正区ふれあい福祉センター(小林西1-14-3)
- ⑨ 市営小林住宅1号館(小林東3-22-1)
- ⑩ 介護老人保健施設 愛の里(小林東2-6-14)
- ⑪ 特別養護老人ホーム 悠の里(小林東2-6-15)
- ⑫ 市営小林住宅2号館(平尾4-1-2)
- ⑬ 市営小林住宅5号館(平尾2-23-5)
- ⑭ 市営鶴町第8住宅1号館(鶴町1-12-1)
- ⑮ 市営鶴町第9住宅1号館(鶴町2-20-34)
- ⑯ イケア鶴町(鶴町2-24-55)

災害時の連絡先一覧

大正区役所(防災担当)	4394-9958
大正警察署	6555-1234
大正消防署	6552-0119
(水道)水道局お客さまセンター	6458-1132
(電気)電気の事故(停電)関西電力	0800-777-3081
(ガス)もれ大阪ガス	0120-0-19424
(道路)橋・建設局津守工務所	6567-6495
(ごみ)環境局西部環境事業センター	6552-0901
NTT災害用伝言ダイヤル	171
防災行政無線テレホンサービス	6210-3899

広域避難場所

- ① 千島公園及び周辺一帯 [間和山は地震、津波で崩れる可能性があるため、
地震・津波避難には使わないでください]
- ② 大正公園(三軒家東1-1)
- ③ 岩崎橋公園(三軒家西1-7)
- ④ 平尾公園(平尾2-22)
- ⑤ 三軒家公園(三軒家東2-12)
- ⑥ 泉尾上公園(泉尾1-29)
- ⑦ 泉尾公園(泉尾3-21)
- ⑧ 泉尾浜公園(平尾7-17)
- ⑨ 南泉尾公園(千島1-16)
- ⑩ 北尾西児童遊園(北尾2-6)
- ⑪ 北尾公園(北尾2-16)
- ⑫ 千林橋公園(千島3-7)
- ⑬ 小林公園(小林東2-6)
- ⑭ 小林南公園(小林西2-16)
- ⑮ 平尾公園(平尾1-11・南恩加島1-10)
- ⑯ 南恩加島公園(南恩加島1-13)
- ⑰ 南恩加島西公園(南恩加島6-14)
- ⑱ 鶴町児童遊園(鶴町1-7)
- ⑲ 鶴町南公園(鶴町1-19)
- ⑳ 鶴町中央公園(鶴町2-7)
- ㉑ 鶴町北公園(鶴町4-4)

11.地域の防災訓練

●地域防災訓練・避難所開設運営訓練

実施時期：6月

実施場所：大阪市立三軒家西小学校

- 訓練内容：
- 避難所開設訓練(三軒家西地域災害対策本部)
 - 救護搬送訓練
 - 初期消火訓練
 - 炊き出し訓練
 - 起震車体験
 - 煙中歩行体験
 - 浸水歩行体験
 - 段ボールベッド展示